

四国中央市マスコットキャラクターデザインの利用に関する要綱

平成 25 年 11 月 18 日

告示第 175 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、四国中央市マスコットキャラクター「しこちゅ～」のデザイン(以下「キャラクターデザイン」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターデザインに関する権利)

第 2 条 キャラクターデザインに関する一切の権利は、市に属する。

(利用の申請)

第 3 条 キャラクターデザインを利用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、マスコットキャラクターデザイン利用申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容が把握できる資料
- (2) キャラクターデザインの利用状況が把握できる完成見本等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請に要する費用は、申請者の負担とする。

(利用の許諾)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が市内産品の普及推進又は市の PR 若しくは一体感の醸成に寄与すると認めるときは必要な条件を付して利用の許諾(以下「利用許諾」という。)をし、不相当と認めるときは利用許諾をしないものとする。

2 市長は、前項の規定により利用許諾をしたときはマスコットキャラクターデザイン利用許諾書(様式第 2 号)により、利用許諾をしなかったときはマスコットキャラクターデザイン利用不許諾通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(利用許諾の制限)

第 5 条 市長は、キャラクターデザインの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾をしないものとする。

- (1) 法令に反するものと認められる場合
- (2) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を行う者が利用し、又は商品等を販売する場合
- (7) キャラクターデザインの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) キャラクターデザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) キャラクターデザインの変形その他のキャラクターデザインの利用が不相当と認められる場合

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

(利用許諾内容の変更)

第6条 第4条第2項の規定により利用許諾の決定の通知を受けたもの(以下「利用者」という。)は、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめマスコットキャラクターデザイン利用許諾内容変更申請書(様式第4号)により市長に申請し、その許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、これを許諾し、マスコットキャラクターデザイン利用変更許諾書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(利用許諾の期間)

第7条 キャラクターデザインの利用許諾の期間は、2年とする。

(利用料)

第8条 キャラクターデザインの利用料は、無料とする。

(利用物件の提出)

第9条 利用者は、当該利用に係る物件の完成品を提出しなければならない。ただし、提出が困難である場合は、写真等に代えることができる。

(許諾番号の明示)

第10条 利用者は、キャラクターデザインを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号(第4条第2項の利用許諾書に記載された許諾番号をいう。)をその商品、包装、広告等に明示しなければならない。

(利用上の遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容以外の用途に利用しないこと。
- (2) 利用許諾を受けた権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(利用許諾の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾(第6条第2項に規定する利用許諾内容の変更に係る許諾があったときは、当該変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) この告示の規定に違反した場合
- (2) 第4条第1項の条件に違反した場合
- (3) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(報告等)

第13条 市長は、利用者に対し、必要に応じキャラクターデザインの利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(利用の非独占性等)

第 14 条 利用許諾は、利用者が独占してキャラクターデザインを利用する権利を付与し、及び市が特定の商品等又は利用者について推奨するものではない。

(損失補償等の責任)

第 15 条 市長は、利用許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 16 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。